

○愛知大学出版助成取扱要領

1 申請

(1) 申請の時期

原則として、前年度の10月末日又は当該年度の4月末日までに公募を行うものとし、詳細は、学部長、短期大学部長又は専門職大学院研究科長（以下「学部長等」という。）に通知の上、文書で公示する。

(2) 申請資格

本学の専任教育職員（特別任用教員、客員教員及び名誉教授は除く。）で助成金の交付を受けて研究成果を発表しようとする者は、原則として申請学術図書の著作権者でなければならない。

(3) 申請手続

申請者は申請学術図書の予定出版者（社）を選定し、所定の期日までに所定の申請書（様式第1及び様式第2）により申請手続を行わなければならない。

(4) 申請書の作成

申請作成書類は、助成金交付の決定及び助成金算定の基礎資料となるものであって、申請後その内容の変更は原則として認められないので正確に記入しなければならない。

2 選考

(1) 選考手順

(イ) 当該出版物の内容については、審査委員（本学の専任教育職員2名で構成）の審査を経るものとする。

(ロ) 研究委員会（以下「委員会」という。）は、前項の審査報告、申請に係る書類を精査し、当該申請者への助成回数等を勘案して助成金の交付の可否及び助成金交付額を審議する。

(ハ) 学長は、委員会の答申に基づき、4月下旬又は6月上旬までに大学協議会の議を経て出版助成を決定する。

(2) 助成基準

この助成金によって出版できる学術図書は、学術研究の成果として発表する出版困難な図書とし、次の各号の一に該当する場合は、助成対象外とする。

(イ) 大学、研究所等がその事業として刊行すべきもの

(ロ) 出版社の企画によって刊行されるもの

(ハ) 原稿が申請時まで完成していないもの

(ニ) 既に学術誌等に発表された論文を単に集めたもの。ただし、書物として改めて刊行するに値するものと研究委員会が判断し、著作権上問題のないものは、この限りではない。

(ホ) 当該年度内に刊行完了見込が確実でないもの

(ヘ) 交付決定までに刊行されたもの

(ト) 出版部数が原則として1,000部を超えるもの

(チ) 教科書、定期刊行物及びこれらに類するもの

(リ) 翻訳書。ただし、翻訳書以外の申請の合計額が予算総額に満たない場合で、かつ本邦初訳で解題が付されている場合は、この限りでない。

(ヌ) 営利を目的として市販するもの

(ル) 他の機関等から助成を受けているもの

3 出版助成額及び出版助成率

(1) 図書出版助成費は、総額を900万円とし、1点当たり最高助成額を150万円、同書刊行に必要な

直接経費の50%を限度とする。ただし、助成額に1万円未満の端数のある時は、その端数金額は切り捨てる。

- (2) 直接出版経費とは、組版・製版・刷版・印刷・用紙代及び製本代の代価とし、編集、校正等の付帯経費及び特装本の経費は含まない。

4 出版助成金交付

(1) 交付決定及び不採択

(イ) 交付決定者及び不採択者には、それぞれ文書（学長名）で通知する。

(ロ) 交付決定通知を受領した者が、当該通知に係る助成金等の交付内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知日より20日以内に愛知大学出版助成規程（以下、「規程」という。）第6条に定める不服申立てを行うこと、又は助成金の交付を辞退することができる。

(ハ) 不採択となった者が、審査結果に不服があるときは、審査結果通知日より20日以内に規程第6条に定める不服申立てを行うことができる。

(ニ) 助成金が交付された図書については、当該出版助成金による刊行物であることを明記するものとする。

(2) 出版助成金交付手続

(イ) 交付決定通知を受領した被助成者は、速やかに「学術図書出版契約書」（様式第3）を提出しなければならない。

(ロ) 助成金交付の時期は、学術図書刊行時とし、助成金は、被助成者が出版した図書3部を添付して申請する「出版助成金交付申請書」（様式第4）に基づき、出版者（社）の取引銀行に大学より直接振込むものとする。

5 著者納本及び献本

- (1) 学術図書刊行後の著者納本及び献本の上限部数は次の通りとする。

① 著者納本……30部

② 献本………刊行部数の1割から著者納本部数を差し引いた部数とする。

- (2) 献本については、申請書に配布先一覧を添付するものとし、刊行後事務局にて送付する。

6 実績報告書の提出

被助成者は、助成金交付後速やかに「出版助成金実績報告書」（様式第5）を提出しなければならない。

7 出版助成交付決定の取消・減額

- (1) 助成金交付の決定を受けたものが当該年度内に刊行しない場合は、出版助成金交付決定の取消しを行う。

- (2) 申請書記載事項と刊行された図書が著しく異なるときは、交付決定の取消し又は助成金の減額を行う。

(イ) 10%以上の頁減が生じた場合は、助成額の減額を行う。

(ロ) 頁増の場合には、助成額の変更は行わない。

- 8 この取扱要領の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

この取扱要領は、昭和60年6月1日から実施する。

（略）

附 則（申請取下げに関する取扱いの変更及び不服申立てに関する取扱いの追加に伴う改正）

- 1 この要領は、2025年6月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請の取下げ及び不服申立てに関する取扱いは、2026年度助成分から適用する。